

平成14年11月22日

## 「森林組合改革プラン - 組織・事業改革方針 - 」の概要

全国森林組合連合会

### 1 趣旨等

- (1) 林業をめぐる状況が厳しさを増し、森林組合等の経営が悪化する中で、組合員・会員の様々なニーズに応えうる組織体制を築くためには、安定的・効率的な事業運営により厳しい経営環境の中でも一定の事業利益を確保することができる自立的経営の確立に向け、自己改革の取り組みを進める必要がある。
- (2) そのため、全国森林組合連合会は組織・事業改革と経営管理体制の強化等に関する森林組合系統の自主的な取り組みとして、「森林組合改革プラン」基本方針を、本日(11月22日)、平成14年度全国森林組合代表者大会(東京・九段会館)にて決議した。

### 2 改革の基本方針

組織、事業における改革の基本方針は、以下のとおりである。

- (1) 森林組合ごとの経営方針の明確化(事業を森林整備に重点化、あるいは森林整備を行いつつ、加工・販売事業を総合的に実施)
- (2) 厳しい経営条件の中でも自立的な経営を実現するため、出資の増強、適正な事業実施が可能となる常勤役職員の配置など、全ての組合で、その達成に向けて合併等の取り組みを強化
- (3) 合併は、自立的な経営を実現するための経営基盤の強化に資することから積極的に推進し、地理的状况や都道府県的状况等より各都道府県庁の出先機関等のブロック単位、もしくは1県1組合への再編を目標に強力に推進

- ( 4 ) 加工・販売事業は、森林組合と都道府県連合会の役割を念頭におき、地域の加工・流通体制も踏まえて再編整備を実施
- ( 5 ) 長期施業・経営受託の積極的な推進等で、地域の森林整備体制の確保・強化

### 3 改革の実行

都道府県連合会は、この方針に基づき連合会ごとに合併や事業再編、業務執行体制の強化等について、実行計画である「都道府県森林組合改革プラン」を平成15年3月までに策定し、平成15～17年の3年間に集中的に改革に取り組む。

### 4 改革の推進体制

- ( 1 ) 各都道府県連合会は、森林組合系統、都道府県、市町村等を構成員とする各都道府県改革推進委員会を設置し、県域での改革の推進・フォローアップを実施する。
- ( 2 ) 全森連では、森林組合系統等を構成員とする全国改革推進委員会を設置し、全国的な立場から改革の推進・フォローアップを実施する。

(参考)

## 改革の具体的取り組みのポイント

### 1 組織改革

#### (1) 経営方針の明確化

- ・森林組合の経営基盤の脆弱性を克服し、健全な自立的経営の確保を図るため、経営方針（森林整備に重点、販売・加工事業まで総合的に展開など）を明確にし、合併等による経営基盤の強化と業務執行体制の充実に取り組む

#### (2) 経営体制の強化

##### 自立的経営に向けた条件

- ・組合経営の健全性と自立的経営の実現に向けて、出資の増強、常勤理事の配置、常勤役員など、経営体として具備しなければならない要件の達成に向け、すべての組合で合併等の取り組みを強化
- 合併の推進
- ・地理的状况や都道府県の出先機関の配置状況、連合会の経営状況等より各都道府県の出先機関等のブロック単位、もしくは1県1組合への再編を目標に強力に推進

#### (3) 人材の確保・育成

- ・常勤理事の必置化による責任体制の明確化、理事会の活性化のための員外理事、員外監事の登用等
- ・職員の資質向上等に向けた人材交流の促進、参事、会計主任の設置ならびにリーダーとなる人材の発掘と養成

### 2 事業改革

#### (1) 森林整備等に向けた体制の確立

- ・組合員地区組織の強化等による長期施業・経営受託の推進
- ・合併によるスケールメリットの発揮や効率的な森林施業によるコスト削減
- ・地域住民、下流域市町村、NPOとの連携

#### (2) 森林管理技術者、作業班体制の確立

- ・効率的な作業体制の構築
- ・作業受託や近隣組合間の業務提携の積極的な推進
- ・労働安全対策の徹底と防止策の強化等

( 3 ) 販売・製材加工事業の再編強化

原木共販事業

- ・ 共販施設の統廃合の実施により収益性を確保

製材・加工事業

- ・ 新規に参入や設備の増強を行う場合は、施設規模、マーケティング、資金計画等を慎重に検討
  - ・ 地域の特性と森林組合の事業実施能力に応じて民間事業者との連携などを検討して産地化、ブランド化を指向
- 地域材供給ネットワークの構築
- ・ 地域材の需要に即座に対応できる供給体制の構築
- 木質系の総合利用型事業の検討
- ・ 樹皮・バーク等の廃棄物・廃材等の再利用、低質材の小径木加工など新規分野は採算性を検討

3 系統組織力の発揮

( 1 ) 系統全体で取り組む組織活動

- ・ 政策提案活動や広報活動の組織的展開

( 2 ) 都道府県連合会機能の再編強化

販売事業の見直し

- ・ 販売事業の緊急な経営改善
  - ・ 地域の実情、連合会の経営状況等を踏まえて1県1組合の検討
- 指導、監査、連絡調整機能の強化
- ・ 系統監査、林政活動の強化、他の連合会との提携等

( 3 ) 全国連合会機能の強化

- ・ 指導・監査事業の重点化、改革の推進、林政活動の強化等

以上